

松 山 大 学 論 集
第 23 卷 第 1 号 抜 刷
2 0 1 1 年 4 月 発 行

中世フランス会計史
—— 中世イタリア会計帳簿との比較研究 ——

三 光 寺 由 実 子

中世フランス会計史

—— 中世イタリア会計帳簿との比較研究 ——

三光寺 由実子

はじめに

今日我々が知る複式簿記が、揺るぐことなき原理をもつのと相反し、そこに至るまでに簿記の歩んだ道のりはあまりに遠く、古いもので、その全容を知る日など、来るはずもない。ただし、けっして豊富とはいえない史料から取り出せるだけの史実を抽出し、紡ぎ合わせた推論に、限界があることは認めざるをえない一方で、「史実をはっきり突きとめ得られない場合に、これにかわるべき方法として、かりにおおよその発展段階はこうもあろうかという推定をたて、これをある程度論理的にむすびつけてみることは、かならずしも不当ではないであろう!」

これと同義の見解をもつ人の試みは、簿記がいつ、どこで生まれ、どのような発展過程を歩み、一つの体系化された記録方法を形成・確立していったのかをテーマとし、とりわけ複式簿記の起源を探究する「複式簿記生成史の研究」として取り上げられることが少なくない²⁾

そして、複式簿記生成史にかかわる既存研究において、複式簿記が「おおむね13世紀初頭から14世紀末までの間に、イタリアで、商業と銀行業の簿記実務のうちに生成発展し、15世紀に体系的組織を確立した³⁾」という点に関しては、一応の合意が認められている。それゆえ、中世ヨーロッパの会計史研究の具体的事例は、ヨーロッパにおける国際的な金融業務を支配的に行い、財産の状態や取引を計算・記録した、イタリア商人による複式簿記に関するものが独

占的地位を占める。

しかし、簿記が一人の発明によるものでも、あるいは一世代の所産でもなく、むしろ長い間の発展の成果である⁴⁾のであれば、複式簿記をイタリアという特定エリアにおける経済・商業活動の産物と捉えるのもいささか不合理であり、そこにリアリティの欠如を感じずにはいられない。中世イタリアの会計帳簿に依拠したこれまでの複式簿記生成史では、簿記手法が淘汰される過程で、何が残ったのをあまりに鮮明に描こうとしてきたのではないだろうか。それゆえに、度外視されてきた史料や史実があるのではないか。

このような疑問に端を発し本稿に至るまでに、イタリアの近隣諸国の一つであるフランス⁵⁾に目をむけ、三光寺 [2009a]・[2010a]・[2010b]をはじめとする拙稿において、13-14世紀のフランス会計帳簿を紐解き、フランスの商人・銀行家によって行われた簿記を、実証的に解明を試みてきた。

そして本稿では、これまでの考察を踏まえ、フランスの会計帳簿を中世ヨーロッパにおける会計史の中で、どのように位置づけることができるのかを検討する。第1章では、既発表の拙稿での研究概要を述べる。第2章では、歴史的背景として、とりわけフランスとイタリアの繋がりが顕著に表れる、テンプル騎士団の活躍した前後の経済史に着目し、概説する。第3章では、既存のイタリア会計史研究において、複式簿記の生成にも関係するものとして多くの論究がなされてきた、債権債務記録と勘定生成の歴史的意義に関して整理する。第4章では、研究対象のうち、イタリアの会計帳簿と性質を異にする、テンプル騎士団の会計帳簿の特殊性について詳述する。第5章では、フランス・イタリアの会計帳簿の比較検討を試みる。

第1章 これまでの研究概要

本章では検討に先立ち、公表済みの拙稿の概要を提示したい。

そもそも、イタリア商人の記帳実務のうちに複式簿記が生成したとされる、13-14世紀のヨーロッパにおいて、金融業務を行っていたのも、経済・商業

活動において活躍したのも、彼らばかりではない。フランスでは、13世紀の中頃までは、十字軍の中でもテンブル騎士団（正式名称は「キリストとソロモン神殿に仕える貧しき騎士の修道会」、以下テンブル騎士団（フランス語表記では *Ordre des Templiers*、英語表記では *Knights Templar*）と略称する）が、国際的かつ卓越した金融業務を遂行しており、また当該騎士団および14世紀に活躍したフランス商人は、イタリア商人と同じように、シャンパーニュ（*Champagne*）⁶ 祭市や近東（*Levant*）⁷ 貿易を通じた商取引を試みている⁸。

さらに、現存する13-14世紀フランスの会計帳簿が稀少であるにしても、そのすべてが、僅かにしか残されていないわけではない。少なくともテンブル騎士団、リヨンの毛織物業者、モンターバン（*Montauban*）⁹ の商人兼銀行家である *Bonis* 兄弟、そしてナルボンヌ（*Narbonne*）¹⁰ の商人 *Jacme Olivier* の会計帳簿等は、会計史研究において検討可能な程度に史料が残存している¹¹。その一方で、フランス会計史研究に関しては、16世紀以降の簿記書に関する文献史的考察が中心である。この理由としては、フランスは、百年戦争（*Guerre de Cent Ans*, 1337-1453）を典型とする多くの戦禍を被り、中世の現存する史料には質・量共に制約があり、分析が困難なことが挙げられる¹²。

そこで本稿に至るまでに、三光寺 [2009a]・[2010a]・[2010b] 等で、13-14世紀のフランス会計帳簿を紐解き、フランスの商人・銀行家によって行われた簿記を、実証的に解明を試みた。研究対象は、分析が可能な程度に史料が残っていることを前提に、①パリを拠点に国際金融を展開したテンブル騎士団の会計帳簿（1295-1296）、②フランス内陸部の一都市リヨンで毛織物業を営んだ商人の会計帳簿（1320-1324）、③南フランスに位置するナルボンヌで地中海貿易を行った商人 *Jacme Olivier* の会計帳簿（1381-1392）とし、一次史料、および翻刻資料に依拠し、記帳方法の特徴を個別に明示した¹³。

考察の結果をここで詳述することはしないが、各々の簿記手法に対して自ずと抱かれる疑問・関心は次のものであろう。すなわち、研究対象であるフランスの会計帳簿が、同時期イタリアの会計帳簿で見えることもできる複式簿記

により記帳されていたのかである。これに答えるにあたり、拙稿において考察の前提とした、複式簿記とはいかなるものであり、その要件とは何かを以下に示しておきたい。

まず「簿記」そのものに関しては、「帳簿記入」の略語であるといわれ、二義的に「帳簿に記入を行う」という行為を表すもの、あるいは「行われた記入それ自体」という行為の結果を表すものと理解することができる¹⁴⁾ 後者を意味することは稀であるが、簿記を前者すなわち「帳簿に記入を行う」という、単なる行為と捉えることも、早計である。本稿においては、「簿記」という場合、『「帳簿記入行為」のための一定の技法ないし手続¹⁵⁾』つまり、帳簿に記入を行うという行為の基底にある一定の記帳技術を指すこととしたい。

では「簿記」の、範囲をより狭めた「複式簿記」とは何であり、またその要件とはどのようなものであるか。まず、「簿記」をより限定したという意味では、「企業その他の組織に生起する経済事象のうち記録対象とするもの（これを「取引」(transaction) という) のすべてについて貸借の二面的記帳、つまり「複式記入」(double entry) が貫徹される¹⁶⁾」特徴を有した簿記であるといえる。また、記帳対象となる「取引」のすべてについて複式記入を貫徹するためには、その前提として、複式記入を行うための受け皿となる「勘定」が一つのシステムとして組織化されている必要がある。つまり体系的な勘定組織が形成・確立されて、取引はその二面的性格に応じて貸借に分析され、完全複記されるのである¹⁷⁾

これに対し、上記の研究対象たるフランス会計帳簿は複式簿記であるか、換言すれば「確立された体系的な勘定組織への完全な複式記入」という要件を充たすものかを問えば、テンプル騎士団の会計帳簿は、現金に関する歴史的記録、つまり現金日記帳であり、また残る二つの会計帳簿は、債権債務記録を中心としたものであるがゆえ、否といわざるを得ない。

しかし広く会計史研究を念頭におけば、問題は複式簿記か、あるいはそうではないかに限定されないことが理解できる。検討すべきはより包括的な問題

で、中世フランスの会計帳簿を、同時期ヨーロッパ会計史の中でいかに説明するかという議論に、総じて関係するものと考えられる。そして、これを本稿において、とりわけ、中世ヨーロッパ会計史の把握に主軸を担い、多数の既存研究によりある程度の詳細が実証的に提示されてきた同時期のイタリア会計帳簿と比較しつつ、検討してみたい。次章では、考察の前提として、中世ヨーロッパ経済史上、フランスとイタリアの繋がりが顕著であったことを確認する。

第2章 12-13世紀ヨーロッパにおける国際金融とその波紋

中世ヨーロッパ経済史において、また中世ヨーロッパの国際金融においても、とりわけ大きな意味をもつのがテンプル騎士団である。彼らは、フランスおよび近東で、金融業務上、イタリア人と密接な関係を有していた¹⁸⁾

イタリア商人の国際的な金融業務は、13世紀末以降には支配的ともいえるべき役割を果たした一方、12-13世紀にはその趣を異にしていた。確かに、12世紀以来、イタリアの諸都市、とりわけジェノヴァ、ヴェネツィア等は、著しく繁栄を遂げていた。ただし、これらの海港都市の商人は、地中海沿岸都市を主として往来する等、その活動も極めて海洋的な性格をもち、内陸部への浸透力は大きなものとはいえなかった。他方、内陸部においては、12世紀末から、イタリアにも、シエナ、ピアチェンツァ (Plaisance) 等を出身とする銀行家が既に存在し、ある程度の活躍はしたと思われるが、これらは14世紀以降にロンバルディーアの銀行家が示す程の組織網をもってはいなかった。したがって、イタリア海港都市の商人、およびイタリア内陸都市の銀行家をもって12-13世紀の国際金融の必要に十分に応じることができなかった。そして、これを補うかたちで機能したのが、ヨーロッパと近東にまたがる大組織網を有し、しかも武力と富力とによって強力に支えられていた、テンプル騎士団の金融業務であった¹⁹⁾

このようなテンプル騎士団とイタリア商人が経済史的にかかわり合う上で、13世紀中頃よりジェノヴァ等の都市の商人が、近東における商業活動に際し

で行った形態でのコンメンダが果たした役割は大きい²⁰⁾ 当該契約において、本国に留まる商人は、実際に外地に赴き商取引をする商人に貸付を行うのみならず、仕向け地で資本利用することを意識していた。例えば前者は、仕向け地での商品販売高の用途について、後者に具体的な指示を与える権限を留保することを、契約時に取り決めていた。このような契約は、彼が実質的に海外投資を行うのと同じ機能を果たしており、ヨーロッパから近東に移送された貨幣は、近東で、その時々最も有益な用途をもって使用された²¹⁾

この際、イタリア商人は、とりわけ十字軍に貸付を行うことが有益だと判断した可能性が高い。なぜならば、ヨーロッパでのシリアの貨幣に対する為替相場は、シリアにおける相場よりも有利であったと考えられるからである。ゆえに、ヨーロッパから近東に資金を移動し、ヨーロッパ支払での貸付を行えば、それだけでイタリア商人は利潤を生み出すことができた。さらに、莫大な十字軍の遠征費により、借入をせざるを得なかった十字軍・テンプル騎士団の状況は、イタリア商人にとって、貸付の条件を一層有利にした。特に、近東での貸付のメリットに着目したのはジェノヴァ人であったとされる。投機的な活動が表面化するのを好まなかった多くのジェノヴァ人は、近東に渡航している子息・兄弟・親戚を通じ、自らの意志を正確に反映するという術を身につけていた²²⁾

そして、テンプル騎士団は、イェルサレムの十字軍に資金調達する際、自己の資金を供給していたというより、むしろイタリア商人と十字軍の仲介として業務を担った²³⁾ すなわち当該騎士団は、ジェノヴァをはじめとするイタリア商人から借り入れ、イェルサレムの十字軍に資金調達することがあった。この際、イタリア商人は支払期日をシャンパーニュ祭市の市日、支払場所をパリのテンプルとして十字軍に貸し付けることで、近東で商品を購入しない場合に生じる、現金移送のリスクを回避し、さらには為替取引による利潤と、利子を獲得することができたと考えられる²⁴⁾

しかし、十字軍の終焉と共に、テンプル騎士団は本来的使命を失い、1307

年に Philippe IV が実行したフランス全土の Templar 騎士団の一斉逮捕の後、廃絶する運命にあった。この時既に、フィレンツェを中心とする内陸都市の銀行家たちも、法王庁、そしてフランス王に財政的結びつきをもち始めていた。最早、Templar 騎士団の金融業務は絶対的な必要性を喪失していた²⁵⁾

第3章 債権債務記録の使用および勘定生成の意味

以上のように、12-13 世紀に Templar 騎士団とイタリア商人が、国際金融において密接に関係し合っていたことが理解できた後、次に問題となるのが、彼らの記録・計算の技術は何らかのかたちで共有されていたのか、少なくともその可能性はあるか否かであろう。これに答えるにあたって、まず多くの先行研究、とりわけイタリア会計史研究で既に議論がなされてきた、債権債務記録と勘定生成の歴史的意義について述べておきたい。

債権債務記録や勘定が現れる以前、商人や銀行家が、会計記録の二本柱として使用していたのは、備忘帳と現金出納帳であった。前者は断片的な備忘録で、記録方法に別段の規則もなく、取引事実が記帳された。他方、後者には継続記録が要求された。さらにより証拠性の高い文書としては、上記の記録とは別に、公証人がラテン語で作成した書類、つまり公正証書が重視された²⁶⁾

しかし、諸都市で定期市が開催され、取引関係が継続していき、追加貸付や貸付金の分割回収が行われるようになると、商人らが取引の都度、公証人の面前に出頭し、公正証書を作成してもらうことは、極めて煩雑になった。そこで商人や銀行家、特に、経済活動が栄えていたイタリアのそれらは、公証人の記録方法を模倣し、自身が公証人であるかのように、顧客に対する金銭貸借や決済について、客観的な三人称表現で、かつ日常的に用いる話し言葉で取引事実を顧客別に記帳し始めた。彼らは、この顧客別記録を「勘定 (ragione, ragione, ragione)」と称し、これには次第に、公正証書と同等の社会的信頼性が付与されるようになっていった。このように、勘定は会計帳簿の中で、顧客別貸借とその決済に関する記録・計算単位として、証拠記録となることを意図し、具体

的には人名勘定として生成した²⁷⁾

債権債務記録の使用および勘定の生成は、中世ヨーロッパ会計史において、極めて重要な意味をもつ。例えば Yamey [1940] は、信用取引において生じた、他者に対する権利・義務は無形であり、記録に必然性があったことを理由に、債権債務記録を複式簿記の萌芽に繋がるものと捉えている²⁸⁾。また泉谷 [1997] は、歴史的には最も古くから使用されたと見られる現金出納帳では、現金収支や現金残高を表現し得る一方、顧客別の貸借残高を明確にはできない。しかし、債権債務記録では、顧客の返済請求権や返済義務が明確に記録・表示されるという。なお、勘定記帳にあたって、記録者は第三者の立場で、顧客名を主語にして表していた。この際、金銭貸借には、請求権や請求義務の意味をもたない動詞「与える、支払う (dare)」および「もつ、受け取る (avere)」等の日常用語を駆使して取引が表現された。記帳事項の主なもの金銭貸借の事実関係、返済期日、利子条項、利率、保証人、立会人等で、一定の文章形式をもって書き綴られた²⁹⁾

第4章 テンプル騎士団の会計帳簿の特殊性

イタリア会計史において、債権債務記録および勘定の生成が重要な意味をもつ一方、テンブル騎士団の会計帳簿は、これとは性質を異にする簿記手法を確立していた。当該会計帳簿の分析による、考察結果を簡単にまとめると次のようになる³⁰⁾

現存する史料である現金日記帳では、テンブル騎士団は記録の簡便化を目的とし、特定の前置詞を用いて記録を行っていた。すなわち、現金振込ないし口座振替にあたっては「*de*+振込依頼者の口座名義」、そしてそれに対応する「*super*+振込先の口座名義」を用い、それら振込額内訳を記した下に、振込合計額、実際に使用した貨幣から計算貨幣への換算という順で提示し、その後テンブル騎士団からの支出を「*pro*+振込先の口座名義ないし現金受取人」によって表していることがうかがえた。さらには、彼らが少なくとも11種類の他の

帳簿を使用していたことが、現金日記帳での参照記録より理解できた。それら別種の帳簿は、顧客別、パリのテンプルへの振込の種別、特殊事項等で識別されていた。

現存史料より、帳簿組織としては、現金日記帳から上記した11種の帳簿への記帳がなされたと考えた。またテンプル騎士団は、各顧客宛に、口座の抜粋を作成し、年3回配布していたが、これは11種の帳簿を頼りに顧客への口座の抜粋を作成した可能性があった。

そしてこのような多種の帳簿を使用した一因に、当該騎士団が寄託者から寄託されたものを運用する *dépôts irréguliers* という業務を扱ったことが少なからず関係しているといえた。すなわち、テンプル騎士団は、単なる金品の保管に留まる業務を超えた *dépôts irréguliers* を遂行したがゆえ、顧客に対し、定期的な口座状況の通知が必要であり、その上で、多種の帳簿を設け、日々の記録の効率化を図ったものと考えられた。

以下、テンプル騎士団の会計帳簿と、イタリアの会計帳簿との相違を具体的に検討する。

第1節 現金日記帳の特殊性

まず、現存する会計帳簿である、現金日記帳において特徴的なのは、それが歴史的記録であるということ、すなわち取引が発生順に書かれていることである。というのも、同時期イタリアにおいて記された現金収支記録として残されているものは、現金出納帳であり、ここでは収支を切り離して記載されることが多々あったからである。例えばその典型が、シエナ商人 *Garellani* 商会ロンドン支店の現金出納帳(1305-1308)である³¹⁾。同帳簿は、収入文言として「当方収入 (*nostrivuti*)」、支出文言として「支出 (*arenduti*)」の用語を使用している。そしてこの帳簿では、収支記録が26丁まで、支出記録が37から54丁までと、収入・支出を前後に分離して記載している。この他にも、バルセロナダティーニ商会 (*Compagnia di Barcellona*) の現金出納帳(1295-1297)も収支

を前後に分離して記載している。さらに同帳簿の一部や Salimbeni 商会の帳簿と推定される現金出納帳（1277-1282）では、収支を左右に対置している³²⁾

つまり、同じ現金収支に関する記録簿といえども、収支額の記載方法について、テンプル騎士団は、中世イタリアの現金出納帳でしばしば確認できる前後に分離、また左右に対置するという形式をとらず、時系列に記録している。では、なぜテンプル騎士団はこのような記帳形式をとったのか。

テンプル騎士団の場合、先述のように、王をはじめとする顧客の現金管理に加え、*dépôts irréguliers* という業務により、寄託者から寄託されたものを運用する必要があったこと、かつ顧客数が膨大であったことを考慮すれば、現金の収支を歴史的に記録しておくことは避けられなかったものと考えられる。さらに、帳簿は、定期的に関かれた委員会によって監査されていた³³⁾これに関し、テンプル騎士団が、多種の帳簿を使用していたことから、いずれの帳簿が、あるいはすべての帳簿が監査の対象になったのかが問題となる。現存しない会計帳簿に関して言及することはできないが、現金日記帳については、実際に使用された帳簿を見ると、かなり丁寧に記帳されており、原始記録とは思えない。かつ、日常的に用いられた話し言葉ではなく、ラテン語で記載されている。ここから、少なくとも、現金日記帳には、個々の取引を歴史的に記録することで、会計監査の対象となることが求められたと考えられる。

さらに、現金日記帳はそのほとんどが、収入の記録であったことも特徴的である。収入の主要な受け手はフランス王であり、これは、パリのテンプルが、国王収入の集中化に貢献したことを意味している³⁴⁾それゆえ現金日記帳が国家収入の中央集権化の一助となっていたということはいうまでもない。

第2節 振替業務の特殊性

この他、テンプル騎士団は、記帳をすることで、振替業務も可能にしたと考えられる。当時、ヨーロッパおよびその近隣諸国において、地方により使用通貨は異なり、遠隔地へ赴く商人は正金を持参し、これをその地方の貨幣に交換

し、取引終了後に再び正金に換えるという不便を強いられていた。かつ当時の治安情勢ゆえ、現金輸送の危険は常につきまとっていた³⁵⁾。そこで、帳簿の上だけで顧客の現金を移動させることができる振替業務が行われるようになった。そして、大規模な国際金融を展開していたテンプル騎士団が、口座振替の術を知っていたのではないかということは、容易に推測できる。

では、テンプル騎士団の現金日記帳の文言から、口座振替の旨は明確に読みとれるのであろうか。例えば、以下は1296年2月20日の記録の一文である³⁶⁾。

「*De Stephano Pavonis, per Perrotum Paon, 80l., super Guiardum de Lagniac, in libro ad debetur, XCIII*°。(Stephanus Pavonis からの振込、代理の Perrotus Paon による、80 リーヴル、Guiardus de Lagniac に、liber ad debetur の XCIII の中に。)」

これが振替に当たるか否かを検討するにあたり、イタリアの中世史料は有効である。以下は振替記録の最古といわれる、フィレンツェの一銀行家の帳簿断片(1211)の中の一文である³⁷⁾。

「*Item die auire lb. iij e s. ij; leuammo di rascione buonessegne oue douea auire per ser kalkagnio vj di anzi k. luglio*。(同上、ブォネセーニアは4リレ2ソルディを受け取るべし、我々は、6月25日にカルカーニオ氏に代わって受け取るべしのところから控除した。)」

ここではブォネセーニアの勘定へは、4リレ2ソルディを「受け取るべし」と振込の旨が記載され、そしてカルカーニオの勘定の「受け取るべし」の側から同額の引出が示されている。このように、当該銀行では顧客が借入金を返済する際に、現金決済の他に、当該顧客が第三者に債権を有し、かつその第三者が銀行から借入を行うことができた場合、あるいは第三者が銀行に預金がある

場合、振替決済を行うことが可能であった³⁸⁾

上記フィレンツェの一銀行家の記録が、債権債務に関するものである一方、テンプル騎士団の現存史料は、現金収支の歴史的記録であるという相違があるものの、いずれも銀行業務であり、かつ上記どちらの記録も顧客から顧客へ、ある金額を移動させている。ただし、フィレンツェの銀行家の記述が、「受け取るべしのところから控除した」と振替を明示しているのに対し、テンプル騎士団は「控除」に該当する言葉を用いておらず、現金決済か、口座振替かは判断し難い。要するに、現金日記帳には顧客毎の口座はなく、ここから顧客の勘定間での振替の旨を、明確に読み解くことはできない。参照記録として提示された帳簿には、おそらく顧客の勘定があり、ここで振替がなされたと考え得るが、史料なきままの考察ゆえ、推測の域を脱しない。

ただし、山瀬 [1961] はテンプル騎士団の行った口座振替の一例は、現存する Louis IX の母后 Blanche de Castille の 1243 年 2 月 2 日現在の口座抜粋³⁹⁾ において確認できるという。すなわちここで登場する国王の払込 1,500 リーヴルはおそらく国王口座からの振替だということである⁴⁰⁾ 現存する日記帳が 1295 年から 1296 年までのもの一方、Blanche de Castille 宛の口座の抜粋が 1242 年から 1243 年の間に作成されているものであるため、相関関係は不明である。しかしテンプル騎士団の場合、振替は口座の抜粋を作成する段階で行った可能性もあるといえる。

第3節 口座抜粋の特殊性

上述したテンプル騎士団が作成した口座抜粋も、特徴的な点がいくつか挙げられる。まず、これは特定人物に宛てている、つまり特定人物に関する取引をまとめて記録している点で、人名勘定と共通している。しかし、そこでの記帳内容は、人名勘定とは大きく異なる。そもそも口座抜粋は、債権債務の記録ではない。ここでは、口座への振込額と引出額の内訳が「*de*」, 「*super*」, 「*pro*」を駆使して表されている。他方、イタリア商人による債権債務の記録では動詞

「dare (与える・支払う)」と「avere (もつ・受け取る)」等を使って取引が示されている。また、テンブル騎士団の作成した口座抜粋がラテン語で表記されているのに対し、イタリア商人の勘定記録は日常的な話し言葉によって記されている。

以上のように、テンブル騎士団の現金日記帳はイタリアの現金出納帳に、口座抜粋は、人名勘定による債権債務記録に、一見類似しているように思われるが、記帳形式も、記録内容も異なるものと理解される。そして、この相違は、「記録の証憑性を何に求めるか」という視点から、説明することができる。

まず、現金日記帳はラテン語で記帳され、監査対象となったものと考えられる一方、イタリア商人の記録において、証拠性が高いのは、現金出納帳ではなく、公証人記録の模倣に端を発し、話し言葉で書かれた債権債務記録であった。イタリアの法制史家 Mario Chiaudano は、これを顕著に表しており、銀行家の勘定記録には特別な証拠能力が社会的に付与されていて、「彼らの帳簿は特別の価値をもち、その記録や写しは公正証書と同等で、その立証効果は行政権の権能に類する⁴¹⁾」ものとして、公証人が作成する公正証書と同一の法律効果をもつことを指摘している⁴²⁾

そして、一瞥しただけでは、人名勘定記録に類似していると思われるテンブル騎士団による口座抜粋は、あくまで顧客に口座の状況を示すためのものであり、例えば証拠性の高い記録として、監査が求められるようなことはなかったと考えられる。

また、いうまでもなく、顧客毎に口座抜粋を定期的に提示するこのシステムそのものが以降のイタリアには類を見ない。要するに、テンブル騎士団の簿記は、極めて特殊で、同時期あるいはそれ以降のイタリア商人のそれとは性質の異なるものといえる。

第5章 フランス・イタリアの会計帳簿の比較

上記のように、テンブル騎士団は、経済史的に、また会計史的に見ても特記

すべき存在であることが確認できた。一方、これ以外の研究対象たるフランスの会計帳簿は、彼らが廃絶された後に、同じフランスを拠点に活躍した商人らによって記帳されたものであった。では、これらは中世ヨーロッパ会計史の中でいかに説明できるものであろうか。

考察にあたり、リヨンの毛織物業者の会計帳簿、ナルボンヌ商人の Jacme Olivier による会計帳簿は、ともに債権債務記録が中心であり、この点において同時期のイタリアの商人・銀行家による現存する多くの会計記録と共通していることには、着目すべきである。そして同じ債権債務記録にして、どこに相違があるのかを検討する、つまりイタリア会計帳簿と比較する手法は、研究対象たるフランスの会計帳簿を、中世ヨーロッパ会計史の中に位置づけて説明する上で、一つの有効な手立てになるといえる。

ただし、フランスの会計帳簿と特定のイタリア会計帳簿との、共通ないし相違事項を羅列するのであれば、それは、限られた帳簿による、単純な比較研究に終わってしまう。また、イタリア会計帳簿については、現存史料もフランスと比較し、相対的に豊富であることから、多くの先行研究により、それらの一般的特徴が、ある程度実証的に導き出されている。例えばその一つに、多数のイタリアの会計帳簿の実証的分析を行った上で、それらがどのような発展過程を経て、体系的な記帳方法を確立したかを「会計実務の変遷」として説明している泉谷 [1997] がある。泉谷 [1997] によると、勘定に、記録・計算機能が付与されるようになるのは、13世紀後半、しかもその中頃以降であり、その記録・計算実務の発展には二つの側面があるということである⁴³⁾

一つは、記帳実務の改善であり、もう一つは記帳対象領域の拡大である。前者は個別の勘定における計算を簡易にするための実務の改善、すなわち金額欄の生成や、勘定形式の上下連続形式から左右対照形式への移行、アラビア数字の導入、計算貨幣への換算⁴⁴⁾等を指す。後者は、顧客勘定の応用形態としての記帳対象領域の拡大であり、出資金を処理する組合員勘定、組合員勘定に対応した出資者側の投資勘定、使用人に対する賃金の前貸・未払・預かり金の記

録としての使用人勘定、棚卸法を基礎とした財産法による損益計算等をいう⁴⁵⁾

以上、13世紀から14世紀前半までのイタリアにおける会計実務の変遷を整理すると次のようになる⁴⁶⁾

1 記帳実務の改善

金額欄の生成、勘定形式の発展、アラビア数字の会計帳簿への導入、計算貨幣への換算

2 記帳対象領域の拡大

出資金を処理する組合員勘定、組合員勘定に対応した出資者側の投資勘定、使用人に対する賃金の前貸・未払・預かり金の記録としての使用人勘定、棚卸法を基礎とした財産法による損益計算

そこで、以下においては、研究対象たるフランス商人の会計帳簿と、上記「会計実務の変遷」の中で見出せる、中世イタリア会計帳簿の特徴とを比較する。そして、これを踏まえた上で、研究対象たるフランスの会計帳簿を、中世ヨーロッパ会計史の中に位置づけて説明するよう試みたい。

第1節 記帳実務の改善

金額欄の生成

金額欄は、勘定の生成当初より設定されていたものではない。もともと勘定は、証拠記録としての金銭の貸借取引を顧客別に分類・整理の上、記録することに端を発しており、残高計算や換算には別紙が必要であった。しかし、13世紀末頃には勘定記録の証拠性が社会に受け入れられ、それにともなって各勘定の残高計算を容易にすべく、金額を欄外に記録し、貨幣の種類別に数字が縦にそろそろよう記帳がなされた。これは、金額欄の初期形態である⁴⁷⁾ さらに金

額欄の形成も当時の帳簿において、段階的な工夫があることがうかがえる。

泉谷 [1979] によると、金額欄の形成には4段階がある⁴⁸⁾ 第1段階は、各取引を続けて書くのではなく、取引毎に改行して記載するものであり、Cambio e Giovanni di Detacomandoの帳簿(1241-1272)に見られる。ここでは、穀物の数量に関する記録が中心をなし、貨幣表示は付録にすぎない。金額は独立しておらず、文言の中で目的語として表されている。第2段階は、取引額を各勘定記録の右欄外に記載するもので、例えばBaldovino Iacopi Riccomanniの遺産管理簿(1272-1278)やGentile de' Sassettiとその息子の元帳(1274-1310)にこのような金額欄が見られる⁴⁹⁾ 第2段階の初期形態としては、貸借記録の主語、動詞、日付を書き終えたその行またはその一行下の欄外に、縦に貨幣単位毎のローマ数字の末尾がそろろうよう、金額が記録されている。日付と金額との間に空白が生じた時には、点線で抹消され、取引内容は次の行に記載されている。金額は欄外に記されているが、独立しておらず、文言の中で目的語となっている。第3段階とは、主語、動詞、日付、取引内容を続けて書き、金額を第1行目の右欄外に記載する方法で、Rinieri Fini兄弟商会の元帳(1296-1305)が該当する。第4段階は、Giovanni Farolfi商会の元帳(1299-1300)に見られ、当該元帳以降では、金額は大部分が各記録の文末右欄外に記入されている。また、出資に関する慎重な配慮が払われるようになる。例えば、Alberti del Guidice商会の秘密帳(1304-1332)に見られる1323年1月1日に結成された組合の出資金勘定は、金額が文末に記載されるものの、ローマ数字でなく、文字で書かれている⁵⁰⁾

フランスの会計帳簿に関しては、リヨンの毛織物業者の会計帳簿では、債権記録については改行もなく、そして文中に金額を記しており、金額欄がない。他方、債務記録は、主語、動詞、取引内容、日付を書き、金額を右欄外に記している。また取引記録と、右欄外のコラムとの間の空白は、直線で抹消されている。かつ、金額は取引記録の最終行と同じ行に書かれることもあれば、第1行目に記載されることもある。すなわち第2段階のものと第3段階の記録があ

る。Jacme Olivier の会計帳簿（1381－1392）では、取引記録の最終行に合わせて、金額が右欄外の金額欄に記されることが多く、第2段階にあると理解できる。

勘定形式の発展

勘定形式の発展形態として、債権・債務勘定の記載場所を分け、各々を容易に見出せるように工夫されるのが13世紀末以降であるが、それ以前は、例えば両者を識別するために、主文である動詞を「与えるべし（*dè dare*）」として借方、また「受け取るべし（*dè avere*）」として貸方を表す等、用語の使い分けによらざるをえなかった。このような勘定形式を泉谷 [1997] では債権債務混合方式と記している⁵¹⁾

債権・債務勘定を帳簿の前半と後半に分けて記載するようになったのは、1270年代であり、例えば *Gentile de' Sassetti* とその息子の元帳（1274－1310）や、*Rinieri Fini* 兄弟商会の元帳（1296－1305）等が該当する。この場合、*Alberti del Guidice* 商会の秘密帳（1304－1332）のように債務勘定を帳簿の前半に配置するものも見受けられたが、多くは債権勘定が帳簿の前半に置かれた。これを泉谷 [1997] では債権債務前後分離方式と称している⁵²⁾

しかし、債権・債務の発生とその決済の双方が反復して行われ、個別の対応が不明確になると、債権勘定か債務勘定かという分類基準ではなく、各個別の人名勘定を、借方勘定と貸方勘定に二分して、帳簿の前半と後半の2箇所開設して記帳し、両勘定の残高の相殺を随時または決済時に行えるように改善された。*Covoni* 商会の黄帳（1336－1340）等がそれに当たる。泉谷 [1997] では貸借前後分離方式と名付けている⁵³⁾

そして、ジェノヴァ市政庁の元帳（1340）において、1ページを左右に二分した左右対照形式が見られることとなる。このような左右対照形式がトスカナで普及したのは1380年代以降である。ここでは、帳簿を見開きにして、左ページを借方、右ページを貸方としている。*Paliano di Flaco Paliani* の備忘帳

(1382-1403) もその一つであり、当該帳簿の中の、ヴェネツィア風に、という文言により、この形式がヴェネツィアから導入されていることを提示している⁵⁴⁾

これに対し、リヨンの毛織物業者の会計帳簿では、債務勘定をまとめて、紙片に掲載している。その他の多くの紙片は債権記録である。したがって、ごくわずかな史料より読む解く限りでという条件を付して、債権債務前後分離方式ともいえる。ただし、実際に帳簿の前半・後半で、債権・債務勘定を分けて記帳していたかは定かではないため、債権債務分離方式というべきであろう。また Olivier の帳簿は、多くの場合、各勘定記録内で、債権と債務を上下に分けて記録している。しかし、上記の類型に当てはめるならば、債権債務前後分離方式ではないため、債権債務混合方式に近いものと説明できる。

アラビア数字の会計帳簿への導入

13世紀においてアラビア数字に対する信頼性は低く、当時の帳簿の中であまり使用されていない⁵⁵⁾ アラビア数字が帳簿の中に登場するのは、14世紀に差し掛かる頃からである。Giovanni Farolfi 商会の元帳(1299-1300)で若干の相手勘定の丁数にアラビア数字が確認できる。Rinuccio di Nello Rinucci の帳簿(1322-1325)では、西暦や相手勘定の丁数がアラビア数字で記録されており、例えば1324年は324のように記されている。そして Giacomo Badoer の元帳(1436-1440)、Giovanni di Alvise Barbarigo の元帳(1496-1528)等の中で、金額欄にアラビア数字が全面的に用いられるようになる。特に、Giovanni di Alvise Barbarigo の元帳では西暦・丁数・日付・金額等の勘定記録に対し、アラビア数字を使用している⁵⁶⁾

リヨンの会計帳簿ではローマ数字のみが示されている。これに対し、Olivier の会計帳簿ではローマ数字に加え、アラビア数字が若干見受けられる。

計算貨幣への換算

計算貨幣への換算は、中世の商人・銀行家の記帳実務のうちに、実施されるようになったものと考えられる。当時、地方により独特の貨幣が流通しており、それらが定期市での代用決済に使用されたので、商人・銀行家は記帳に際し、取引額を当該取引貨幣から、彼らの活動領域で利用されていた計算貨幣に換算していた⁵⁷⁾。そしてイタリアにおいて、特に通貨換算が必要になった背景の一つに、在来の銀貨制度（grossi d'argento）と並んで、1252年11月に金貨フィオリーノ・ドーロ（fiorino d'oro）の鑄造が開始され、金銀両方の貨幣制度が存在したことがある。金貨の品位は保持されていたため、国際貿易では決済において、このフィオリーノ・ドーロが利用された⁵⁸⁾。

しかし、銀貨制度も依然として存在し、特に毛織物や絹織物の生産・販売に従事する従業員の賃金は、銀貨で支払われていた。そのような中、銀貨は品位を落としていき、金銀貨幣の価値の間に乖離が生じていった。この乖離現象は、会計実務に大きな混乱をもたらしたため、これに対処するため中世イタリアでは、しばしば使用した金属貨幣から計算貨幣への換算が行われた。そして、勘定記録の本文には実際に受領した貨幣での取引額を、金額欄等には計算貨幣を記帳するようになった。このような通貨換算が見られ始めるのは、例えば Baldovino Iacopi Riccomanni の遺産管理簿（1272-1278）や Gentile de' Sassetti とその息子の元帳（1274-1310）である⁵⁹⁾。

リヨンの毛織物業者では、計算貨幣として、その多くがヴェンヌ貨幣でのリーヴル、スー、ドゥニエを用いている。Olivier の帳簿では、金額欄内や、記録の最後での合計額を提示する際に用いられた計算貨幣は主に、リーヴル、スー、ドゥニエ、フラン、グロである。

第2節 記帳対象領域の拡大

商人・銀行家の会計帳簿の中で生成したとされる勘定は、漸次、イタリアにおいて会計実務に広く導入され、13世紀後半になると、例えば使用人に対する

賃金の前貸・未払・預かり金の計上等にも援用された。さらには、期間組合の普及により、顧客勘定は、組合員の出資金 (corpo), 超過出資金 (sovracorpo), 引出金 (tratta) の勘定等へと応用された⁶⁰⁾

そして、これらに対しその他の帳簿、例えば商品売買の債権債務を記録する商品売買帳や染色工の賃金を記録した染色工帳等が設けられるようになっていった⁶¹⁾。また、使用人に関する記録と出資金記録については、使用人が触れることのできない秘密帳 (libro segreto) 等が有されることもあった。この帳簿では、期末財産と出資金との差額で損益を計算する財産法により、ピランチオ (bilancio)⁶²⁾ とよばれる財務表が作成された。利益配分額はピランチオから組合員勘定へ、直接、振替がなされた。また14世紀前半の Alberto del Guidice 商会や Francesco del Bene 商会等の期間組合では、顧客勘定や組合員勘定については帳簿残高を、現金や商品に関しては手許残高を計上して、期間損益が計算された⁶³⁾

記帳対象領域の拡大に関して、リヨンの毛織物業者の会計帳簿、および Jacme Olivier の会計帳簿では、顧客の債権債務記録は存在するものの、上述したイタリア諸都市の商人のような、その応用形態としての、何らかの勘定が明示されていることはない。ただし損益計算に関しては、棚卸法を基礎として、財産法により行った可能性もあり、行っていなかったと容易に判断することは妥当ではないといえる。

第3節 フランス会計帳簿の特徴的事項

以上、リヨンの会計帳簿および Olivier の会計帳簿と、イタリアの会計帳簿の一般的特徴との比較を試みた。しかし、上記では取り上げられなかった論点として、これら二つのフランスの会計帳簿と、イタリアの会計帳簿との間に、人名勘定の表記方法に大きな違いがあることが挙げられる。

人名勘定記録とは、取引相手方を主語とする、客観的な三人称表現を用いて、債権債務の発生とその回収を取引先別に記録・管理するものといわれてい

る⁶⁴⁾ 例えば、既に記帳例を挙げたフィレンツェの一銀行家の帳簿断片 (1211) においては、フィレンツェの一銀行家の史料において、貸方用語は与えた、あるいは受け取るべし、借方用語を与えるべし、としていたことが確認できる。そしてこの際、取引相手を主語にしている⁶⁵⁾

一方、リヨンの会計帳簿、および Jacme Olivier の会計帳簿の断片は、フィレンツェの一銀行家の史料と同様、債権債務記録であるが、債権債務の発生は、現代フランス語でいう「devoir (～すべし)」のみを駆使して記帳している。債権回収および取引完了の際には、いずれも現代フランス語の「payer (返済する)」を、Olivier の会計帳簿では、これに加え同じ意味として現代フランス語の「finir (終える)」を用いて示している。

このようなフランスの会計帳簿における、債権債務の表記方法には留意する必要がある。すなわち、債権記録は客観的に「取引相手名+返済すべし」と表す一方、債務記録では、主体を変化させ、主観的に「記録者名+返済すべし」と書き記している。同時期イタリアの会計帳簿では、客観的な三人称表現での記帳のみが見られたのに対し、ここで、一人称表現での主観的表現が存在することは、大きな相違といえる。

お わ り に

本稿では、既に拙稿において個別に検討したフランスの会計帳簿について、中世ヨーロッパにおける会計史の中で、どのように位置づけられるのかを検討した。まず経済史的な背景として、テンプル騎士団は、イェルサレムの十字軍に資金提供する国際的な金融業務を、イタリア商人と十字軍の仲介役というかたちで行い、この中でイタリア商人とかがわっていたことを述べた。しかし、十字軍の終焉と共に、テンプル騎士団は本来の使命を失い、フランス王による1307年の一斉逮捕の後、廃絶する運命にあった。またこの時には既に、フィレンツェをはじめとする内陸都市の銀行家も、法王庁にそしてフランス王に財政的結び付きをもち始めており、テンプル騎士団の金融的機能は、絶対的必要

性を失っていた。その後、国際金融はイタリア商人・銀行家の全盛期を迎えることになった。

次にテンプル騎士団の簿記は、同時期あるいはそれ以降のイタリア商人のそれとは性質の異なる、極めて特殊なものであることを説明した。具体的には、テンプル騎士団の現金日記帳はラテン語で記帳され、監査対象となった一方、イタリア商人の記録において、証憑性が高いのは、現金出納帳ではなく、話し言葉で記された債権債務記録であった。また、一見、人名勘定記録に類似していると思われるテンプル騎士団の口座抜粋は、あくまで顧客に口座の状況を示すためのものであった。

他方、当該騎士団が廃絶された後に、同じフランスを拠点に活躍した商人らの会計帳簿たる、リヨンの会計帳簿とナルボンヌの会計帳簿については、いずれも商人によるものであり、債権債務記録が中心であった。この点においては同時期のイタリアの会計帳簿と共通していた。そこで、これらの会計帳簿を、中世イタリア会計史における「会計実務の変遷」より導出される一般的特徴と照らし合わせ、相違を見出すよう試みた。考察の結果、リヨンの会計帳簿とナルボンヌの会計帳簿について、同時期のイタリアの会計帳簿との差異は、「記帳対象領域の拡大」の面において見られた。すなわち、前者は顧客の勘定記録がその大半である一方、後者は顧客勘定が、組合員の出資金、超過出資金、引出金等の勘定に应用され、さらには期末財産と出資金との差額で損益を計算する財産法により、ピランチオが作成されることもあった。一方で、「記帳実務の改善」と称した特徴に関してはフランスとイタリアの会計帳簿との間に大差はなかった。ここに挙げた項目は、金額欄・勘定形式・アラビア数字そして計算貨幣への換算であり、記帳形式に関係しているといえる。

つまり、フランス商人による記帳対象は、おおむね顧客の債権債務であり、それがイタリアのように応用された形になることはなかったにせよ、記録に際する工夫は、イタリアのものと同様に、記帳形式に表れており、総じてイタリアの会計帳簿とフランスの会計帳簿は、大きくかけ離れてはいなかったといえ

る。

ただし、リヨンの会計帳簿および Olivier の会計帳簿の双方において、人名勘定に関する表記方法については、イタリアの会計帳簿にはない特徴を有していた。すなわち、イタリアの会計帳簿では貸方用語は「与えた」、あるいは「受け取るべし」、借方用語を「与えるべし」等により取引相手を主語にして記帳された一方、リヨンの会計帳簿、および Olivier の会計帳簿の断片では、債権債務の発生は、共に現代フランス語でいう「devoir」のみを駆使して表された。換言すると、二つのフランス会計帳簿において、債権記録は客観的三人称表現「取引相手名+返済すべし」をもって提示され、そして債務記録は、主体を変化させ主観的一人称表現「記録者名+返済すべし」によって書き記された。このように、主観的表現も登場するリヨン・ナルボンヌの会計帳簿と、客観的表現のみで債権債務を表す、多くの同時期イタリアの会計帳簿との間に生じている、勘定記録の表記の相違は、会計史的に見ても、決して小さな発見事項ではない。

商人や銀行家による勘定記録は、一般的に、公証人の記録方法の模倣に始まるがゆえ、客観的な三人称表現で記帳されるといわれる。主観的な一人称表現をも含む、リヨン・ナルボンヌの会計帳簿における表記方法は、中世ヨーロッパ会計史に対し何を示唆しているのか。今後、研究を深化すべくこの問題を探求することは不可避といえる。

本研究は、独立行政法人日本学術振興会 2010 (平成 22) 年度科学研究費補助金 (研究活動スタート支援, 課題番号: 21830159), および松山大学 2009 (平成 21) 年度特別研究助成の研究成果の一部である。

注

- 1) Littleton [1933] p. 22 (片野訳 [1978] 36-37 頁).
- 2) 例えば, De Roover [1937]; 泉谷 [1980]; 片岡 [2000]; 小島 [1987].

3) 小島 [1987] 19頁；中野 [1992] 23頁。

4) Littleton [1933] p.22 (片野訳 [1978] 37頁)。

5) 本稿において何を「フランス」とするかに関し、ここで述べておきたい。

10世紀末にカペー朝が始まった頃は、フランス国王の勢力は、中央北部のイル＝ドゥ＝フランスとオルレアン地方からなる狭い直轄領に過ぎなかった。しかし封建社会の中で、領邦君主領を次々と王領地に併合し、14世紀初めには今日でいうフランスの約4分の3を支配下に置くことに成功した(柴田 [2006] 27-40頁；柴田・樺山・福井編 [1995] 183-219頁)。

以上のような歴史的背景を踏まえ、さらには研究対象である会計帳簿がいつ存在したかを考慮に入れて、本稿で「フランス」という言葉を用いる際には、14世紀末時点での王領地を指すこととする。

6) シャンパーニュ地方 (Champagne) は、パリ盆地東部、ほぼアルデンヌ県、オーブ県、マルヌ県に相当する旧州である (小学館ロベール仏和大辞典編集委員会編 [1988] 417-418頁)。

7) レバント (Levant) は、地中海東岸一帯の古称である (小学館ロベール仏和大辞典編集委員会編 [1988] 1416頁)。

8) 小島 [1987] 159頁；宮本 [1942] 79頁；山瀬 [1961] 108頁；三光寺 [2009a] 7頁；[2010a] 311頁；[2010b] 87-88頁。

9) モントーバン (Montauban) は南仏トゥールーズの北方タルン川沿いにある県庁所在地である (小学館ロベール仏和大辞典編集委員会編 [1988] 1584頁)。

10) ナルボンヌ (Narbonne) は、南仏カルカソンの東方、地中海沿岸にある群庁所在地である (小学館ロベール仏和大辞典編集委員会編 [1988] 1622頁)。

11) 会計帳簿の翻刻版については、テンプル騎士団は Delisle [1889] および Piquet [1939] を、Bonis 兄弟に関しては Forestié [1890-1894] を、そして Jacme Olivier は Blanc [1899] を参照。

12) 三光寺 [2009a] 7-9頁。

13) 以下において、それぞれの会計帳簿の特徴について簡単に述べたい。ここには三光寺 [2010b] 以降の新たな知見も一部加わっている。なお、テンプル騎士団の会計帳簿 (1295-1296) については第4章で説明するため、省略する。また、イタリック体になっているものは、会計帳簿内の原文より引用した文言である。以下、帳簿内の原文の文言については、同様に表記する。

リヨンの毛織物業の会計帳簿 (1320-1324)

① Meyer et Guigue [1906] 翻刻の帳簿断片について

これらは、おおむね債権記録である。ただし、所在不明で翻刻のみ存在する一部の紙片において債務記録が確認された。記録は債務者毎になされているが、主たる債務者は

Bernerz Barauzである。この他、欄末に債権残高を計上している場合があること、記録には斜線や×印が引かれていること、現存している帳簿以外に複数の帳簿を有していること、一部金額欄が設定されていること等が明らかになった。

(三光寺 [2009a] 84-112 頁; [2009b] 59-77 頁; [2010b] 91-93 頁)

② Durdilly [1965] 翻刻の帳簿断片について

これは①のものより60年近く後になる1964年に、偶然にも発見された7枚の断片的史料である。考察の結果、当該帳簿は、おおむね記録者Johanym Berguenの債権に関する記録で、一部Johanym Berguenの債務も含まれることが明らかになった。また、債務のみの記録、左欄の勘定で債権の発生・右欄の勘定でその回収を表している記録、一つの勘定記録内で債権の発生から回収まで表し、取引が完結している記録という、多種多様な記帳方法が駆使されているのが、当該帳簿の特徴であった。さらに現存しない帳簿として、皮革で覆われた帳簿、および、表紙が赤い帳簿の存在が参照記録から確認できた。後者の帳簿名は上記①の参照記録の中でも見受けられた。ただし、皮革で覆われた帳簿と表紙が赤い帳簿が、特殊な商品や特定の顧客に限定した帳簿である可能性は低く、これらも債権ないし債務を記録したものと考えられた。

①および②を通じ、債権および債務の発生に際しては現代フランス語でいう「devoir (～すべし)」を、債権の回収に対しては「payer (返済する)」を使用して表しているという発見事項があった。とくに、会計史の観点から着目に値する事項として、債権と債務の発生に関し、いずれも動詞「devoir」を用いて、主体を変化させることで表していたことが挙げられた。

(三光寺 [2010a] 309-318 頁)

Jacme Olivier の会計帳簿 (1381-1392)

Olivierは、当時の南フランスの商人の中でも活動領域を居住する地域に限定せず、定期的に近東貿易に加わったという特徴を有している。当該商人の現存する会計帳簿たるmanuelは、貿易に際する商品目録、そして取引相手毎の債権債務記録等によって構成されていた。なお、manuelには、近東貿易後にその成果を計算したような記録は含まれていなかった。

債権債務記録に着目すると、債権にせよ、債務にせよ、いずれも現在フランス語の「devoir」を用いて書き表されていた。すなわち、Olivierらが債権者となった場合、債務者の名前に続き「deu (～すべし)」と記され、次に当該債務者に対する債権の内容と金額が示された。他方、Olivierらが債務者となった場合「E nos devem ly (我々は彼に返済すべし)」と書かれ、以下同じように、当該債権者に対する債務の内容および金額が記された。

そして、一つのページで特定取引相手の債権債務を記す場合もあれば、あるページに特定の取引相手の債権、また別のページに同取引相手の債務を記載する場合もあった。なお、取引完了を提示するには、取引相手の勘定内で当該取引相手に対する債権と債務の金額を合致させることで、相殺させる方法と、勘定の最後に「Finat (終える)」、ないし「Paguet (返済する)」を記載し表示する方法があった。

さらに現存していない帳簿が少なくとも5種あることが参照記録からうかがえた。なおその一つである *lybre mager* には、manuel に書かれた債権債務に関する取引の中で、未完了のものが記録されたと考えられた。(三光寺 [2009a] 129-169 頁; [2010b] 93-94 頁)

- 14) 中野 [2007] 3 頁。
- 15) 戸田 [1967] 13-14 頁; 中野 [2007] 3 頁。
- 16) 中野 [2007] 4-5 頁。
- 17) 中野 [2007] 4-9 頁。
- 18) Piquet [1939] p. 90.
- 19) Renouard [1941] p. 89; 山瀬 [1961] 90 頁, 138-139 頁。
- 20) Sayous [1931] p. 261.
- 21) 山瀬 [1961] 106-107 頁。
- 22) 山瀬 [1961] 108-109 頁。
- 23) 山瀬 [1961] 105-106 頁。
- 24) 山瀬 [1961] 108 頁。
- 25) 山瀬 [1961] 138-139 頁。
- 26) 泉谷 [1997] 299 頁。
- 27) 泉谷 [1979] 40 頁; [1997] 21-22 頁; 神戸大学会計学研究室編 [2007] 241 頁。
- 28) Yamey [1940] pp. 333-334.
- 29) 泉谷 [1997] 21-23 頁。

記帳において、貸付・借入という直接的な表現が慎重に避けられた背景には、宗教的事情が少なからず関与していたと考えられる。

中世では、カトリックの宗教的な教養が商人の精神面を深く支配していた。(Edey and Yamey(eds.) [1974] p. 144; 泉谷 [1979] 43 頁; 泉谷 [1997] 29-30 頁)。

そしてキリスト教信者の信仰、道徳、訓練および教会機構とその運営に関する規則あるいは規定である教会法において、商業は貪欲、詐欺、高利の誘惑に満ちており、靈魂の救済を阻むものとして罪悪視されていた。しかし教会法の態度が緩和され、商人の事業計画が彼の家計を保持し、貧民を助け、国外から国内必需品をもたらし、利益目的のために利益を追求せず、努力に対する報酬程度のものを求めるのであれば、適度の利益は正当化されるようになった (Kirshner(ed.) [1974] pp. 72-73; 泉谷 [1979] 43 頁)。

- 30) 三光寺 [2009a] 50-78 頁; [2010b] 90-91 頁。
- 31) 泉谷 [1997] 190 頁。
- 32) 泉谷 [1997] 192 頁。
- 33) 山瀬 [1961] 115 頁。
- 34) 山瀬 [1961] 115-116 頁。
- 35) 江村 [1953] 82-83 頁。
- 36) Delisle [1889] p. 200; Piquet [1939] p. 142.

- 37) 泉谷 [1997] 32 頁。
- 38) 泉谷 [1964] 74 頁。
- 39) Delisle [1889] pp. 99-102.
- 40) 山瀬 [1961] 122 頁。
- 41) Chiaudano [1930] p. 54.
- 42) 泉谷 [1997] 22-23 頁。
- 43) 泉谷 [1997] 43-44 頁。
- 44) 泉谷 [1997] では、「計算貨幣」とともに、「統一貨幣」という言葉を使用している。しかし、泉谷 [1997] の該当箇所の要点は、実際に使用される貨幣の内在価値が雑多であるがゆえ、記帳において、計算貨幣に換算して記されたことにあると考えられる（泉谷 [1997] 61-66 頁）。
- また、「統一」という言葉は、例えば度量衡体系の強制的な統一をイメージさせる等、誤解を招きかねない表現といえる。そこで本稿においては、統一貨幣という言葉は用いず、上記「計算貨幣への換算」のように表記することとする。
- 45) 泉谷 [1997] 43-44 頁。
- 46) 泉谷 [1997] が示したものを、筆者が加筆・修正している（泉谷 [1997] 43-44 頁）。
- 47) 泉谷 [1997] 44 頁。
- 48) 泉谷 [1979] 52-55 頁。
- 49) 泉谷 [1979] 53-54 頁；[1997] 46 頁。
- 50) 泉谷 [1979] 54 頁。
- 51) 泉谷 [1979] 55 頁；泉谷 [1997] 49 頁。
- なお、泉谷 [1997] では、勘定形式の発展類型を以下のように示している。
1. 上下連続形式
 - A 債権債務混合方式
 - B 債権債務前後分離方式（ただし、債務勘定を前半とする方式 B'）
 - C 貸借前後分離方式（ただし、貸方勘定を前半とする方式 C'）
 2. 左右対照形式
 - D 見開き方式（ただし、貸方左ページとする方式 D'）
 - E 一頁左右二分方式（ただし、貸方左半分とする方式 E'）
- （泉谷 [1997] 57-58 頁）
- 52) 泉谷 [1979] 55-56 頁；泉谷 [1997] 50 頁。
- 53) 泉谷 [1979] 55-56 頁；泉谷 [1997] 50-51 頁。
- 54) 泉谷 [1979] 57 頁。
- 55) ただし、13 世紀にアラビア数字が全く知られていなかったとは考え難い。例えば Leonardo Fibonacci の liber Abaci (1202)（一般に『そろばん書』と称される）ではアラビア数字に関して紹介されている（泉谷 [1997] 58-59 頁；橋本 [2009] 61-67 頁）。

- 56) 泉谷 [1997] 58-61 頁。
 57) 泉谷 [1979] 44-46 頁。
 58) 泉谷 [1997] 61-62 頁。
 59) 泉谷 [1997] 61-63 頁。
 60) 泉谷 [1997] 67 頁。
 61) 泉谷 [1997] 67-68 頁。
 62) ビランチオ (bilancio) とは、財産貸借対照表 (財産目録的貸借対照表) と利益処分計算書との結合計算書とでもいうべきものである。これは、実地棚卸に基づく財産法的計算に依拠しており、組織的な複式簿記の記録を前提とした、期間損益計算制度の範疇に含まれるものではなかった (神戸大学会計学研究室編 [2007] 966 頁)。
 63) 泉谷 [1997] 67-68 頁。
 64) 泉谷 [1997] 21-38 頁; 木村・小島 [1966] 14-15 頁; 中野 [2007] 6 頁。
 65) 泉谷 [1997] 32 頁。

参 考 文 献

- Abulafia, D. (ed.) [1999] *The New Cambridge Medieval History*, Vol.V (c. 1198-c. 1300), Cambridge.
- Blanc, A. [1899] *Le Livre de Comptes de Jacme Olivier: Marchand Narbonnais du XIV^e Siècle*, Tome Second 1^{re} Partie, Paris.
- Bompaire, M. et Dumas, F. [2000] *Numismatique Médiévale: Monnaies et Documents d'Origine Française*, Turnhout.
- Chiaudano, M. [1930] *Studi e Documenti per la Storia del Diritto Commerciale Italiano Nel Secolo XIII*, Torino.
- Delisle, L. [1889] *Mémoire sur les Opérations Financières des Templiers*, Paris.
- De Roover, R. [1937] "Aux Origines d'une Technique Intellectuelle: La Formation et l'Expansion de la Comptabilité à Partie Double," *Annales d'Histoire Économique et Sociale*, Tome IX, N°44, pp. 171-193; Tome IX, N°45, pp. 270-298.
- Durdilly, P. [1965] "Nouveaux Fragments du Livre de Comptes d'un Marchand Lyonnais," *Revue de Linguistique Romane*, Tome XXVIII, pp. 375-407 (Lemarchand, Y. and Parker, R. H. (eds.) [1996] *Accounting in France: Historical Essays / La Comptabilité en France: Études Historiques*, New York and London, pp. 5-37).
- Edey, H. and Yamey, B. S. (eds.) [1974] *Debits, Credits, Finance and Profits*, London.
- Forestié, É. [1890-1894] *Les Livres de Comptes des Frères Bonis: Marchands Montalbanais du XIV^e Siècle*, Paris.
- Kirshner, J. (ed.) [1974] *Business, Banking, and Economic Thought in Late Medieval and Early Modern Europe*, Chicago.

- Kulischer, J. [1928] *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit*, Bd.I, München (伊藤栄・諸田實訳 [1974] 『ヨーロッパ中世経済史』東洋経済新報社).
- Littleton, A. C. [1933] *Accounting Evolution to 1900*, New York (片野一郎訳 [1978] 『リトルトン会計発達史 (増補版)』同文館出版).
- Meyer, P. et Guigue, G. [1906] "Fragments du Grand Livre d'un Drapier de Lyon (1320-1323)," *Romania: Recueil Trimestriel Consacré à l'Étude des Langues et des Littératures Romanes*, Tome XXXV, pp. 428-444.
- Piquet, J. [1939] "Les Templiers: Étude de leurs Opérations Financières," *Thèse pour le Doctorat (Université de Paris, Faculté de Droit)*, Paris.
- Renouard, Y. [1941] *Les Relations des Papes d'Avignon et des Compagnies Commerciales et Bancaires de 1316 à 1378*, Paris.
- Sayous, A. E. [1931] "Les Mandats de Saint Louis sur son Trésor et le Mouvement International des Capitaux pendant la Septième Croisade (1248-1254)," *Revue Historique*, 56^eannée, Tome CLXVII, pp. 254-304.
- Yamey, B. S. [1940] "The Functional Development of Double-entry Bookkeeping," *The Accountant*, Vol.CIII, No. 3439, pp. 333-342.
- 泉谷勝美 [1964] 『中世イタリア簿記史論』森山書店。
- [1979] 「イタリア会計史」小島男佐夫編『会計史および会計学史』(体系近代会計学 VI) 第3章, 39-88頁, 中央経済社。
- [1980] 『複式簿記生成史論』森山書店。
- [1997] 『スママへの径』森山書店。
- 江村稔 [1953] 『複式簿記生成発達史論』中央経済社。
- 片岡泰彦 [2000] 「複式簿記成立上の前提要素と起源論についての考察」*Research Papers*, No. J-32, 大東文化大学経営研究所, 1-25頁。
- 木村和二郎・小島男佐夫 [1966] 『新版 簿記学入門』森山書店。
- 神戸学会計学研究室編 [2007] 『第六版 会計学辞典』同文館出版。
- 小島男佐夫 [1987] 『会計学入門』森山書店。
- 三光寺由実子 [2008] 「14世紀リヨンの毛織物業者の会計帳簿 (1320-1324) (Fragments du Grand Livre d'un Drapier de Lyon) の分析」博士課程モノグラフシリーズ (神戸大学大学院経営学研究科), No.0829。
- [2009a] 「13-14世紀フランス会計史研究-複式簿記導入前夜の会計帳簿の分析-」神戸大学博士論文。
- [2009b] 「リヨンの毛織物業者における会計帳簿 (1320-1324) (Fragments du Grand Livre d'un Drapier de Lyon) の分析-14世紀フランス会計史研究の一齣-」会計史学会年報, 第27号, 59-77頁。
- [2010a] 「14世紀リヨンの毛織物業者の会計帳簿に関する追窮-1964年発見分の

- 史料観察」松山大学論集，第21巻第6号，309-433頁。
- [2010b] 「13-14世紀フランス会計史研究-複式簿記導入前夜の一齣-」，會計，第177巻第6号，87-99頁。
- 柴田三千雄 [2006] 『フランス史10講』（岩波新書）岩波書店。
- ・榊山紘一・福井憲彦編 [1995] 『フランス史1-先史~15世紀-』山川出版社。
- 小学館ロベール仏和大辞典編集委員会編 [1988] 『小学館ロベール仏和大辞典』小学館。
- 戸田義郎 [1967] 『簿記（改訂増補版）』評論社。
- 中野常男 [1992] 『会計理論生成史』中央経済社。
- [2007] 「複式簿記の基本構造とその成立過程」中野常男編著 [2007] 『複式簿記の構造と機能-過去・現在・未来-』第1章，3-19頁，同文館出版。
- 橋本寿哉 [2009] 『中世イタリア複式簿記生成史』白桃書房。
- 宮本又次 [1942] 『フランス経済史概説』有斐閣。
- 山瀬善一 [1961] 「中世の国際金融とテンプル騎士団」神戸大学経済学研究年報，第8号，89-140頁。